

米沢市立病院は新病院建設に向けて様々な取組みをしていきます。

1 平成35年度の開院を目指して建設計画を進めていきます。



どのような病院を目指すのですか？

24時間365日の救急医療を含めた急性期医療の病院を目指します。



建設場所はどこになりますか？

建設場所は、現在地となります。



三友堂病院の建設場所はどようになりますか？

現在、米沢市立病院がある場所（同一敷地内）に建設します。その時には、三友堂リハビリセンターもまとめて1つの病院になります。（米沢市立病院は別に単独で建設されます。）



- ・ 1か所に回復期機能が集約されますので、急性期病院とより緊密な医療連携を進めていくことができます。



米沢市立病院と三友堂病院が現在地に建設されるとどようになりますか？

医療連携がしやすくなります。



- ・ 近くに建設することにより、患者・スタッフの移動や施設設備・医療機器の共同利用がしやすくなります。
- ・ 外来応援やカンファレンスへの参加がしやすくなり、また、合同の研修会や症例検討会など開催が容易になることで、職員の交流が活発になり、結果として、両病院の医療の質やサービスの向上が期待できます。
- ・ 現在地に建てる場合は、次のような色々な課題があります。
 - 両病院の建物の配置によっては、市道の廃止や民間の土地を購入する必要があるかもしれません。
 - 駐車場が不足するために、松川河川敷などに仮設の駐車場をつくる必要があります。
 - 診療・療養中の患者さんや近隣住民の皆様には、工事中に騒音・振動や交通などでご不便やご迷惑をかける場合があります。
- ・ 両病院の配置にもよりますが、三友堂病院が遅れて建設する可能性があります。その場合でも、平成35年度までに市立病院が建設され、両病院の機能が分担されている必要があります。

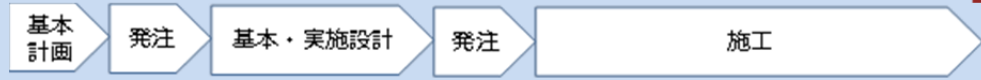


今後はどう進めていきますか？

平成30年度中に基本計画をつくります。その後は、設計、建設工事、開院となります。



- 設計・施工の発注方式により進め方も違ってきます。代表的なパターンを紹介します。
従来方式：設計・施工分離発注方式



デザインビルド方式（基本設計先行型）：設計・施工一括発注方式（基本設計先行型）



デザインビルド方式（基本設計一括型）：設計・施工一括発注方式（基本設計一括型）



※ デザインビルド方式：設計（全部or一部）と施工を一体の業務として発注する方式

2 地方独立行政法人への移行を進めていきます。（詳細Q & Aは別表参照）



地方独立行政法人とは？民間病院になるの？



米沢市が設立する（独立した）法人なので、市立病院という位置付けはそのまま変わりません。



- 市が100%出資して運営するという意味では、「直営」と変わりません。
- 地域において必要な事業で、民間では必ずしも実施されないおそれがあるものを、効率的・効果的に行うことを目的とする法人です。
- 運営については、市・議会の関与があるため、市民に対する「公」の役割は確保されつつ、自主・自律的で医療環境の変化に柔軟に対応した経営が行うことができます。



地方独立行政法人になるメリットは？

医療の質、サービスが向上します。



- 現場レベルでの迅速な意思決定が可能となるため、患者さんのニーズへの機敏で柔軟な対応が可能となります。
- 医療スタッフの確保において、様々な雇用形態が可能になるため、現場に必要なスタッフを適時に採用できるようになります。

より効率的で透明性の高い病院経営が実現します。



- 経営の自由度が増すため、多様な契約手法を導入するなど、効率的な経営が可能となります。
- 市が定める中期目標に従って中期計画を策定し、実績については、第三者機関である評価委員会のチェックを受け議会に報告します。
- 状況に合わせた柔軟な給与体系が可能になり、経営改善を職員の給与に反映させることにより職員の経営意識の高まりが期待できます。





地方独立行政法人になったら公務員でなくなるの？



法人の職員（非公務員）になりますが、急に身分が不安定になったり、簡単に解雇されることはありません。



- ・ 新法人は現在の病院事業を引き続き行うため移行型地方独立行政法人となり、職員に異動辞令や派遣辞令がない限り、自動的に新法人の職員（非公務員）となります。
- ・ 新法人の職員になったとしても、急に身分が不安定になったり、解雇などが簡単に行われるというのではなく、労働基準法等で雇用条件は守られます。



地方独立法人になったら職員の福利厚生はどうなるの？

退職手当は引き継がれ、共済組合などは維持されます。



- ・ 新法人に引き継がれた職員の福利厚生は、退職手当算定の在職期間は引き継がれ、地方公務員等共済組合法と地方公務員災害補償法は同じように適用されます



地方独立行政法人は他にもあるの？

県内では、酒田市の日本海総合病院があります。



- ・ 国立大学病院や国立病院機構など国が運営している病院は、ほとんどが独立行政法人です。
- ・ その他に都道府県や市町村の多くの病院で地方独立行政法人に移行しています。
- ・ 地方独立行政法人の病院では、安定的な運営をしている病院が多くあります。

【参考】（資料：平成27年度地方公営企業年鑑）

地方公営企業法（全部適用：現在の市立病院） 365 病院
地方独立行政法人 94 病院
指定管理者制度 78 病院



3 地域医療連携推進法人を設置して三友堂病院との医療連携を進めていきます。



地域医療連携推進法人制度とは？

地域の医療機関等がグループを作って連携していくための仕組みです。



- ・ 患者さんがその状況に応じた適切な医療を受けながら、住み慣れた地域で生活できるように、医療機関の機能分担・連携を図り、地域医療構想の達成や地域包括ケアシステムの構築を進めるための一つの選択肢として創設された制度です。
- ・ 複数の医療機関が横の連携を強化することで、競争ではなく協調によりグループとして一体的に運営されることで、良質・適切で効率的な医療が提供されます。





三友堂病院と地域医療連携推進法人を設立する目的は？



医師の不足・高齢化により厳しい状況にある米沢市の救急医療を守るためです。



- ・ 市立病院と三友堂病院とは、米沢市の救急医療を含めた急性期医療の維持・強化のために医療連携を進めていますが、今後、急性期医療と回復期医療の連携、人間ドック・健診の連携など様々な分野での連携が考えられます。
- ・ 法人化により医療連携の仕組みが将来にわたって安定的に継続されるメリットがあり、設立には県知事の認定が必要となりますので、どちらか一方が得をするような独善的なものではなく、公正な仕組みが担保されることとなります。



地域医療連携推進法人に他の医療機関は参加できないの？

参加できます。



- ・ 基本的には置賜地域の病院、診療所、介護老人保健施設などが参加法人として考えられます。その他に、医師会、歯科医師会、薬剤師会なども想定されます。※非営利に限る（個人と株式会社以外を想定）。



地域医療連携推進法人に参加している法人の関係は？

合併や統合をするのではなく、グループの中でそれぞれの運営（経営）は独立します。



- ・ 参加法人は、お互いに地域医療連携推進法人の社員となりますが、それぞれが運営している法人は全く独立します。



地域医療連携推進法人を設立するメリットは？

病床のやり取り、共同研修、医薬品等の共同購入などが可能になります。



三友堂病院との人事交流はどうか？

市立病院は急性期医療を強化するため、今よりスタッフを減らすことは想定していません。三友堂病院との人事交流がある場合でも、本人の意向を確認します。



- ・ 今回の連携では、慢性期人工透析や健診等の機能が三友堂病院に移行しますが、市立病院は、急性期医療を強化しなければならないため、スタッフが不足する部門への補充が優先されますので、現状の人員から減らすことは想定していません。
- ・ 実際に人事交流する場合は、それぞれの病院に在籍しながら出向で異動するような形が多くなると想定をしています。
- ・ 人事交流の一般的な考え方としては、それぞれの法人から移りたいと希望している職員を募って、その中で調整していくという方法になると思いますので、基本的に本人の意向に沿わないような人事交流は想定していません。

(別表) 地方独立行政法人 Q&A

質問	回答
市はどのように関与するの？	<ul style="list-style-type: none"> • 市は、法人が達成すべき目標（中期目標）を議会の議決を経て策定します。 • 法人が中期目標を受け作成する中期計画は、議会の議決を経て、市長が認可します。 • 毎年の法人の業務実績等は、第三者機関である評価委員会（市の附属機関）が評価を行い、チェックします。
市民に必要な医療は確実に実施されるの？	<ul style="list-style-type: none"> • 法人に移行しても市立病院としての役割は変わりません。 • 救急医療、高度医療等の市民に必要な医療は、市が示す中期目標の下、引き続き実施されます。 • 本来市が行うべき役割や採算がとれなくても実施すべき医療に対する経費は、市が「運営費負担金」という形で財政支援するため、診療機能は維持されます。
患者の負担は変わるの？	<ul style="list-style-type: none"> • 医療費のほとんどは国の定める診療報酬によって決められているため、法人化しても患者の費用負担は変わりません。
業績が悪化した場合倒産し、病院がなくなることはあるの？	<ul style="list-style-type: none"> • 設立団体（出資団体）である市が経営に関与し、経営が悪化しないようチェックします。 • 法人の廃止（譲渡）は、①市内部の決定、②議会の議決、③総務省の認可が必要であり、法人の独断で廃止されることはありません。
大規模投資や医療機器の更新が難しくなるの？	<ul style="list-style-type: none"> • 建替え等大規模投資に係る資金調達については、法人自身が起債（借金）することはできませんが、市が起債し、法人に貸付けるという方法で調達が可能です。 • 投資的経費については、国の地方交付税措置もあります。 <p>※ 上記内容は現在とほぼ同様で大きく変わる部分はありません。</p>
情報公開等により運営の透明性が確保できるの？	<ul style="list-style-type: none"> • 法人には、中期計画や事業報告等の公表、評価委員会には年度評価報告、中期目標評価報告の公表が、法令により義務付けられています。 • 財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事意見を一般の閲覧に供しなければならないことや、財務に関し、市長が選任する会計監査人の監査を受けなければならないことが法令に規定されています。